様式第8号（第6条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　　 印

代執行令書

年　月　日付け　第　　号によりあなたが所有者等である下記特定空家等に対し　年　月　日までに下記の措置を実施するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

１．措置の内容と物件

２．代執行の時期

３．執行責任者

４．代執行に要する費用の概算見積額

・この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対し審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。